

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

(日高市建設工事請負契約約款の改正)

国土交通省では、建設業における社会保険等未加入対策として、様々な対策を実施しているところであり、建設業の担い手確保には、社会保険等に加入するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更には個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要とされています。

そこで、日高市においても国土交通省の取組みを踏まえ、社会保険等未加入対策の一環として、下記のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

1 内容

市内建設業の持続的な発展に必要な担い手確保、法定福利費を適正に負担している企業間での公平で健全な競争環境を構築するため、社会保険等未加入対策の一環として、契約を締結するにあたり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただくこととしました。

2 実施時期

令和4年4月1日以降に市が発注する建設工事の当初契約から適用します。つきましては、契約締結後14日以内に法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただきますようお願いいたします。

3 ホームページリンク

○国土交通省ホームページ

- ・建設業における社会保険等加入対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

○日高市ホームページ

- ・建設業における社会保険等未加入対策の取組強化について

<https://www.city.hidaka.lg.jp/information/1/7/14/4266.html>

- ・(参考様式) 請負代金内訳書

<https://www.city.hidaka.lg.jp/soshiki/sogoseisaku/kanzai/keiyakukensa/yoshiki/kensetsukoji/15864.html>

問い合わせ先：日高市総合政策部管財課
電話番号：042-989-2111